

社会福祉法人米沢市社会福祉協議会役員等の報酬、費用弁償及び慶弔に関する規程

平成20年5月27日 全部改正 平成29年3月28日 一部改正
令和3年3月19日 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人米沢市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第10条及び第25条の規定に基づき、社会福祉法人米沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬、費用弁償に関し定めるもののほか、役員等の慶弔に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員、評議員及び支部長をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項で定める報酬等業務執行の対価として支払うものをいう。
- (4) 費用とは、業務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬の支給及び額)

第3条 常勤役員には、業務執行の対価として報酬を支給する。ただし、常勤の職員及び公務員である役員には支給しない。

2 報酬を支給する役員及び報酬の額は、別表第1に定めるところによる。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員の報酬は、毎月21日（その日が日曜日又は土曜日若しくは休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日又は土曜日若しくは休日でない日）に支給する。
- (2) 非常勤役員の報酬は、その業務に従事した場合に、その都度支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第5条 役員等が会長の命により業務を行う場合に別表第2のとおり費用を弁償する。ただし、職員及び公務員である役員には支給しない。

(旅費の支給)

第6条 役員等が会長の命により業務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

(日当及び宿泊料の額)

第8条 日当及び宿泊料の額は、別表第2に定めるところによる。ただし、会長は、地理、交通、その他の状況を考慮して、日当の額を減額する場合がある。

(旅費の調整)

第9条 会長は、旅行者が本会（これに準ずるものを含む。）の交通用具を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この規程による旅費を支給した場合には、不当に旅費の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(慶弔の種類)

第10条 本会が行う役員等に対する慶弔は、次のとおりとする。

- (1) 傷病見舞
- (2) 災害見舞
- (3) 弔意

(慶弔の基準)

第11条 前条に規定する慶弔の基準は、別表第3のとおりとする。ただし、当該基準により難しい場合は、その都度会長が決定する。

(公表)

第12条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(この規程の改廃)

第13条 この規程を改正し、又は廃止しようとするときは、定款第12条第1項第2号及び第3号の規定により評議員会の決議を得なければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬、費用弁償、旅費及び慶弔に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

常勤役員	会 長	月額 50,000円
	常務理事	月額 170,000円
非常勤役員	副会長	月額 10,000円
	監 事	日額 25,000円

別表第2 (第8条関係)

区 分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
会 長	3,000円	14,800円
副会長及び常務理事	2,600円	13,100円
理事(会長、副会長及び常務理事を除く。)、監事及び評議員	2,200円	10,900円
理事会、評議員会、専門委員会並びに支部長会に出席した理事(常務理事を除く。)、監事、評議員及び支部長	2,500円	—

別表第3 (第11条関係)

慶弔区分	内 容	基準額等
傷病見舞	役員等が負傷又は疾病によりおおむね1月以上の入院加療をしたとき。	5,000円
災害見舞	役員等が火災、自然災害等により家屋、財産等に相当の被害を被ったとき。	5,000円
弔意	役員等が死亡したとき。	10,000円 生花 弔電
	役員等の同居家族が死亡したとき。	5,000円 弔電